

## 小海町指定給水装置工事事業者について

小海町の給水装置工事を行うには「小海町指定給水装置工事事業者」の指定を受ける必要があります。指定を受けていない場合は、指定を申請してください。

### 1 指定の主な要件（水道法第 25 条の 3）

- （1）事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置くこと。
- （2）一定の機械器具を備えていること。
- （3）欠格事項に該当しないこと。

### 2 指定を受けられない方（水道法第 25 条の 3）

上記 1（3）に該当する方（例えば、指定取消しの処分を受けてから 2 年が経過していない方）などは、指定を受けられません。

### 3 小海町水道事業及び簡易水道事業の給水区域

給水区域で給水装置工事を行うことができます。

### 4 指定を受けるには申請が必要です（指定申請から指定までの流れ）

毎月月末までに、指定申請書と添付書類を提出していただくと、原則として翌月 1 日付けまでに事業者の指定を行います。

## 指定の申請に必要な書類

下記の申請書類をご用意の上、水道係の窓口にて申請してください。

提出書類	法人事業者	個人事業者
1 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	1部	
2 誓約書（様式第2）	1部	
3 機械器具調書（別表）	1部	
4 <法人の場合> 定款（余白に原本証明） 登記事項証明書（コピー不可）	1部	—
<個人の場合> 住民票の写し	—	1部
5 選任する給水装置工事主任技術者免状の写し※1	1部	
6 <更新の場合> 小海町指定給水装置工事事業者証（原本）	1部	
<新規申請>または <給水装置工事主任技術者に変更がある>場合 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	1部	
指定手数料※2	新規1件につき 20,000円 更新1件につき 10,000円	

※1 選任することとなる主任技術者の全員分をご提出ください。

※2 書類審査後、水道係で手数料納付書を発行しますので、小海町役場窓口若しくは金融機関（八十二銀行、長野八ヶ岳農協、ゆうちょ銀行）で納付してください。⇒納入確認後、指定工事事業者証を交付します。

申請書の様式は

小海町公式ホームページ（<http://www.koumi-town.jp/>）からダウンロードできます。

【TOP⇒生活⇒上水道について⇒指定給水装置工事事業者（指定工事店）登録申請について】

お問い合わせ先 小海町役場 産業建設課 水道係 TEL. 0267-92-2525
-------------------------------------------------